

# 家族介護とジェンダー平等を めぐる今日的課題

——男性介護者が問いかけるもの

斎藤 真緒

(立命館大学准教授)

本稿は、近年の男性介護者の増加という現象に注目し、家族介護をめぐる問題をジェンダー平等という観点から検討するものである。介護保険制度導入後、男性介護者の増加や担い手の多様化など、嫁による家族介護モデルは限界にきている。ケアにおけるジェンダー平等をめぐる、「男性の女性化」が重要な課題となっているが、男性介護者の介護実態からは、「仕事としての介護」に示されているように、男性が介護を引き受けるということが、男らしさの脱構築には必ずしも連動しないことが明らかになった。ケアにおけるジェンダー平等の達成のためには、ジェンダー・センシティブな支援と同時に、介護者であることが社会的な不利益を被らないような仕組みとして、包括的な介護者支援の確立が重要である。イギリスにおける介護者支援の展開の歴史経緯では異なる介護者像が競合しているが、介護者運動の存在が、介護者支援の進展に大きな役割を果たしてきた。本稿では特に介護者支援の起点として、介護者を一人の個人として捉えるための介護者ニーズ・アセスメントに注目した。さらに、介護者支援の今日的課題として、イギリスにおける「介護と仕事の両立」をめぐる議論を検討した。最後に、日本における介護者支援とジェンダー平等の具体化にむけて、男性介護者運動が果たしうる可能性と課題について検討した。

## 目次

- I はじめに
- II 家族介護とジェンダー平等——男性介護者の増加が意味するもの
- III イギリスにおける介護者支援の展開
- IV おわりに——男性介護者運動とジェンダー平等

## I はじめに

本稿では、介護をめぐる今日的な問題のひとつとして、家族介護を取り上げる。2015年の介護保険制度の改正では、3年に1度見直される介護報酬について、2.27%の引き下げが確定し、介護サービスの質の低下や更なる人材不足などの不安が高まっている。介護の担い手としての専門職の養成および確保・定着は、介護サービスの質と結びついた緊要の課題であるが、ここでは、私的な

介護の担い手としての介護者に主眼をおいて論じる。

すでに欧米では、ケアの担い手 (carer, caregiver) を論じる場合に、無償のインフォーマル・ケアラーと、専門職としてのフォーマル・ケアラーという区分はあるが、育児や高齢者に対する介護、障がい者に対する支援といった対象による区分を設けないのが一般的である。これは、ケアの広義性に由来するものである。日本でも近年、領域横断的に「ケア」を包括的に捉える必要性が主張されるようになってきた (広井編 2013; 落合他 2010) が、ここでの主たる分析対象は、課題を明確にするために、高齢者介護に限定し、carer を介護者と訳することとする。

介護保険制度改革では、利用者負担の引き上げや、特別養護施設の入所を重度者に限るなど、ますますその利用の限定化が進んでおり、サービス

の利用対象外になったり、経済的理由からサービス利用を控える人が増えることが予想される。さらに、在宅ケアへのシフトによって、家族への依存度がさらに高まることも懸念されている。家族は、無尽蔵な福祉資源ではありえない。近年では、家族介護をめぐる今日的な課題として介護者支援(carer support)が注目されるようになってきた。

近代社会が前提としてきた、ケア責任をもたない自律的な個人を理想化する「負荷なき自己」モデルでは、介護や子育てといったケアは回避されるべきものとして位置づけられる。それに対して、Fineman (1995=2003, 2005=2009) や Kittay (1999=2010) に代表されるケア・フェミニズムは、人間の人生の中で、生老病死といった避けることのできない依存(不可避の依存)と同時に、こうした人々を支えることによる「二次的依存」に着目し、従来の個人モデルの修正を追求している。人間の生そのものの脆弱性は普遍的なものであるが、ケアの担い手の脆弱性は、社会的に構築されたものであり可変的である。「負荷なき自己」モデルが成立するためには、ケアを家庭という私的な領域に閉じ込め、それを専属的に引き受ける女性をその担い手として固定化しなければならなかった。それゆえに、ケアをめぐる問題は、何よりも女性の問題として論じられてきたのである。したがって、家族介護や介護者支援を論じるにあたって、ケアをめぐるジェンダー不平等の問題を回避することはできない。今日の家族介護をめぐる問題は、ジェンダー平等という観点からどのように捉えることができるのだろうか。さらに介護者支援はジェンダー平等にどのように影響するのだろうか。近年増加している男性介護者の増加が、家族介護のジェンダー平等にどのような意味をもつかを検討した上で、先駆的に介護者支援に取り組んできたイギリスでの議論を手がかりとしながら、介護者支援の可能性について考えてみたい。

## II 家族介護とジェンダー平等

——男性介護者の増加が意味するもの

### 1 介護保険制度導入以降の家族介護

日本の長寿化と高齢社会の到来は、他国に例を見ない急速なスピードで進展している。『平成24年国民生活基礎調査』(厚生労働省)によれば、65歳以上の高齢者人口の割合は過去最高の3190万人(25.1%)である。65歳以上の高齢者のいる世帯は全世帯(4817万世帯)の43.4%(2093万世帯)、そのうち夫婦のみの世帯(30.3%)と単独世帯(23.3%)で過半数を占めている。高齢者のうち、女性の5人に1人、男性の10人に1人が一人暮らしである。要介護者のいる世帯の構成割合をみても、単独世帯と夫婦世帯が増加する一方で、三世帯家族は半減している。

高齢化にともなって、何らかの支援を要する高齢者の数は、増加の一途をたどっている。65歳以上の要介護者等認定者数は、601万9000人(男性185万5000人、女性416万4000人)(厚生労働省『介護保険事業状況報告』平成26年11月分)で、介護保険制度導入以降、2倍以上に増加している。また、厚生労働省研究班の推計によれば、認知症高齢者は462万人、その予備軍となる軽度認知障害(MCI)は400万人と推計された(朝日新聞2013年6月1日)。2015年1月に策定された認知症への新たな国家戦略「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」(厚生労働省)では、2025年には認知症患者は700万人にまで増加すると見込まれている。

『平成23年社会生活基本調査』(総務省)によれば、現在の介護者は682万9000人であり、介護者一人あたりの介護時間は減少しているものの、介護支援を利用していない人が7割(482万人)を占める。さらに、介護支援の利用頻度が高くなれば多くなるほど介護・看護時間は長くなっている。介護サービスは、家族の介護を軽減するものではあっても、完全に代替するものではないといえる。

また日本には、介護者を主たる対象とする本格的な支援制度が確立されていない。2006年に施

行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、養護者支援がうたわれているが、実効性のある支援の手立てが充分検討されているわけではない。介護保険制度導入以降も家族の負担が軽減しないにもかかわらず、介護者支援が取り上げられてこなかった背景には、家族による介護役割を肯定し承認すること、社会的な介護責任とがトレード・オフの関係として論じられてきた経緯がある。もうひとつの要因は、介護者支援に対する狭義の理解である。介護保険制度導入時に取り上げられた「現金給付」をめぐる議論<sup>1)</sup>が、多様な介護者支援を検討する余地を与えなかったといえる。

## 2 ケアとジェンダー平等——「男性の女性化」という課題

Ungerson は、家族構成員のうち支援が必要になる人が現れた場合に誰が介護者になるのか、その社会的要因に注目し、労働市場での位置やジェンダー規範の影響など、複合的な要因から、女性が介護役割を引き受けるプロセスを分析した(Ungerson 1987=1999)。しかし、仕事に従事せず、専属で家事・育児・介護に専念できる人員=専業主婦を確保できる家族は、ますます少数派となりつつある。近年の家族介護の大きな特徴は、担い手の多様化である。少子化や別居の進行、共働き世帯の増加を背景とする家族資源の枯渇化は、介護責任の優先順位をめぐる従来のジェンダー規範を掘り崩しつつある。嫁に代わる新しい介護の担い手として増加しているのが、夫や息子といった男性介護者である。その割合は、主たる家族介護者の3割、100万人を超える。

男性介護者の増加は、ジェンダー平等という観点からどのように考えられるのだろうか。ケアにおけるジェンダー平等の達成のために、Frazer は、「普遍的ケア提供者モデル」を提案した。ここで焦点となっているのは、インフォーマルな領域での男女間でのケアの分担であり、とりわけ男性の変革であった(Frazer 1997=2003)。Lewis and Guillari によれば、ケアの商品化を通じて男女がともにフルタイムの労働にかかわる「成人労働者モデル家族 the adult worker model family」

は、女性の労働市場への参加を重視しすぎており、結果的に家庭での男女のケア分担の問題が軽視される。さらに、情緒性・関係性という完全に商品化しえないケアの特質ゆえに、ケアの商品化は、ケアの脱家族化を達成しえない。Lewis and Guillari は、ジェンダー平等の達成には、いかに男性がケアを引き受けるようになるのか——「男性の女性化」——が最も重要な指標になると考える(Lewis and Guillari 2005)。

田村は、労働/ケアの再編成とジェンダー平等との関連性をめぐって、Lewis and Guillari らの「男性の女性化」を重視する「ケアの再配分」言説と、先述した Fineman らの「ケアの絆」言説とを比較して、2つの言説において「男性のケア」の位置づけが異なることに注目している(田村 2011)。「ケアの再配分」言説は、あくまでも家庭内での男女のケア分担を主題化しているのに対して、「ケアの絆」言説では、男女間の性愛の絆を基礎とする家族モデルに對置して、母子間のケアの絆を基礎とするモデル——「みんな誰かのおかあさんの子ども」(Kittay 1999=2010)——を新たな家族モデルとして提案している。「ケアの絆」モデルは、「負荷なき自己」に対してケアを担う存在を普遍化するために、象徴的な「母」という存在を掲げ、ケア労働に対する「補償の社会化と普遍化」を求めているが、田村が指摘するように、この戦略では、男性の位置づけが不明瞭なままである(田村 2011)。さらに、介護に限るならば、未婚や離婚によるシングル増加によって、異性愛カップルによるケア分担というルート以外にも、多様な関係性や条件・ルートで男性が介護役割を引き受けている現実を視野に入れなければならない。ケアにおけるジェンダー平等を検討するには、いかにして男性がインフォーマルな領域においてもケアを担う存在になりうるのか、「男性の女性化」にはいかなる社会政策が有効か、さらに、実際に男性がケアを担うということが、ケアにどのような新しい地平をもたらすのかを検討しなければならない。

### 3 男性介護者の増加が意味するもの——男らしさとの格闘

男性は女性と比較して、選択的にケアを引き受ける傾向があると指摘されてきた (Lewis and Campbell 2007; 林 2010)。こうした理解は、あくまでも例外的な男性——「できる男」——というポジションに男性をとどめることにつながり、ジェンダー平等には大きく影響を及ぼさないと考えられる。しかし、急激な高齢化と家族資源の枯渇化は、男性が介護を引き受けることがもはや「選択」とはいえない状況を呈しており、男性であるということが介護責任を回避する理由にはならない時代が到来しつつある。

ジェンダーの観点から家族介護を長年研究してきた春日によれば、「男性稼ぎ主モデル」に依拠してきた従来の家族主義的福祉政策が、逆に家族介護のリスクを高めているというパラドクスは、とりわけシングルの息子介護者に集中的に顕在化している (春日 2013)。春日も指摘しているように、男性介護者を論じる場合に目配りしなければならないことは、ケア遂行過程で男性介護者が直面する困難の数々である。介護殺人の加害者の3/4、高齢者虐待の加害者の6割が男性という数値に照らせば、そこに潜む問題は根深いといわざるを得ない。

「男性稼ぎ主モデル」は、女性の就業機会を奪うと同時に、男性に対しては、家事・ケア役割能力を獲得する機会を奪ってきた。とりわけ、「男子厨房に入らず」と教えられた高齢男性介護者の場合、女性介護者と比べて、介護役割の遂行においてだけでなく、家事やその他の日常生活をやりくりするスキルを持ち合わせていない。要介護者の病状や体調に合わせてメニューや味付けに工夫が必要な献立と調理、季節ごとの衣類の入れ替えや洗濯洗剤の使い分け、妻の下着の購入、母親の排泄介助など、細かな作業の一つ一つが負担として積み重なっていく。

また男性は、教育や仕事を通じて、責任感や合理性といった男性的な価値観を習得していく。このことは、男性介護者の介護の仕方にも大きな影響を及ぼしている。たとえば、企業の第一線で活

躍してきた男性介護者が、介護によって仕事での自分の足場が危うくなると、新たな足場として介護に没頭することがある。「仕事としての介護」(Kramer and Thompson 2002)である。「仕事としての介護」は、たとえば厳しいリハビリプログラムや生活管理など、相手のニーズへの配慮よりも合理性や効率性を優先させる危険性がある。ヘルパーやケアマネジャーの行動も厳しくチェックするため、しばしば「ハイリスク介護者」や「クレマー」とみなされることもある。また、責任感の強さは、先の見えない不安や介護によるしんどさを他人と共有することを阻害する要因となりうる。仕事のように介護に没頭しても、その苦勞が必ずしも報われるとは限らず、達成感が得られるどころか、絶望の淵に立たされることもめずらしくはない。同僚や近所の人に、自分が介護を引き受けていることを隠し続けるだけではなく (津止・斎藤 2007)、身近な専門職や他の家族にすら弱音を吐けない男性介護者もいる。

こうした男性の介護から見えてくることは、男性がケア責任を引き受けることが、必ずしも、男らしさの脱構築に連動するわけではないということである。むしろ、介護を通じた男らしさの発揮といった場面も見受けられる (Gollins 2002)。そこには、介護に従事することによる男性社会からの排除・周縁化と、介護を通じた男性性との格闘という、男性固有ともいえる二重の困難を見出すことができる。ここに、主に時間といった指標で測られる男女間の役割の均衡化とは異なる、ケアにおけるジェンダー平等に関する新たな論点、すなわちケアとジェンダー・アイデンティティの交錯をめぐる問題を見出すことができる。

当然のことながら、男性介護者といっても一枚岩の集団ではありえない。一人暮らしが長かったり単身赴任を経験したことがあれば、家事を上手にこなすし、抵抗なくオムツ替えができる男性もいる。しかし、男性介護者の中に多様な男性性を単に見出すだけでは不十分である。介護が男性としてのアイデンティティにどのように影響しているのか、あるいは男性としてのアイデンティティがどのような介護行為を引き起こしやすいのか、その相互の影響関係を丁寧に読み解いていく必要

がある (Calasanti and Boen 2006; Hanlon 2009, 2012)。

#### 4 ケアを媒介とした男同士のつながり

たしかに、男性介護者が介護によって仕事を中心とした自らの存立基盤を失い、孤立しがちであることは否めない。しかし、男性介護者が地域で着手しはじめている模索に、新しい可能性を見出すこともできる。

男性介護者をささえる重要な拠点が、地域での居場所づくりである。2009年設立された「男性介護者と支援者の全国ネットワーク (以下、男性介護ネット)」では、設立当初から、定期的に男性介護者の手記を募集して発行し、介護に関する生きた経験をより多くの人に届ける活動を重視してきた。さらに、各地域で男性介護者のつどいを開催したり、団体を立ち上げたりすることによって、男性介護者が直接相互交流できる居場所づくりを推奨してきた (津止 2013)。

O'Connorによれば、自らを「介護者」とカテゴリー化し位置づけること——ポジショニング——には3つのメリットがある。ひとつは、介護という行為を通じて、他者とつながっているという感覚をもたらす。自分の行為を、他の介護者に共通するコンテキストの中に位置づけることができ、共通の感覚・経験を共有することで、孤立の予防に役立つ。第二に、介護者という自覚をもつことによって、自分や要介護者にかかわる社会サービスにアクセスしやすくなる。自分の行為を単なる家族役割や私的責任とみなすのではなく、サポートを要求するに相応しい労働であるという認識を得ることができる。第三に、介護を通じた人間的な成長を社会的に確認できる機会を得る。介護という行為を、単に負担としてではなく社会的にも重要で価値ある行為と再評価しなおす機会を得ることができる。つまり、介護者というポジショニングは、従来の私的な家族関係の延長線上にある介護という相互行為を、より社会的な課題へと接続する言説的な回路となる (O'Connor 2007)。

男性に特化した当事者団体やつどいは、いまや全国で100を超える<sup>2)</sup>。男性のつどいには、愚痴やおしゃべりだけではなく、介護サービスの「学

習会」や「料理教室」など、つどいの目的を明確にした (task-oriented) アプローチが有効であり、男性が足を運びやすくなる (Kaye and Crittenden 2005)。「男性に優しい male-friendly」な支援プログラムは、ケアを通じたジェンダー平等という観点からみても興味深い実践であるといえるだろう (斎藤 2010)。

#### 5 多様化する家族介護と介護者支援——育児と介護の相違

「男性の女性化」というケアのジェンダー平等戦略において、ジェンダー・センシティブなプログラムの導入だけでは不十分である。家族介護の担い手の多様化は、男性介護者に限らず、これまでの嫁介護モデルでは表面化しなかった新たな質の家族介護の問題を引き起こしている。たとえば、介護者も要介護認定を受けているような老老介護・認認介護 (要介護者、介護者双方が認知症であるケース)、遠距離介護、介護うつ、育児と介護の板ばさみ (サンドイッチ)、介護と仕事の両立など。いまや介護役割はライフステージのあらゆる段階において出現する可能性がある。その象徴がヤングケアラー (若年介護者) の問題である。10代や20代で親や祖父母の介護を任されることによって、学業継続や就職・キャリアアップを断念せざるを得ないだけではなく、恋愛・結婚、趣味といったプライベートな生活も圧迫されるため、自らの人生設計が大きく狂ってしまう。

さらに家族介護をめぐる新しい困難は、介護と育児というケアの性質の相違性という観点からも整理することができる。詳細は別稿に譲るが (斎藤 2011)、準備期間の有無、担い手および介護条件の多様性、そして介護期間の長期化と不確実性といった違いが挙げられる。

何よりも育児と介護の相違は、介護と仕事の両立という問題に顕在化している。『平成24年度就業構造基本調査』(総務省)によれば、働く介護者は291万人 (男性131万人、女性160万人)で、その中心を40代、50代が占める。企業が社員の介護実態を把握していない「隠れ介護」は1300万人にのぼるといふ数字もある (『日経ビジネス No.1758』)。筆者らが行った調査でも、働く介護

者のほとんどが制度を利用することなく、年次有給休暇や欠勤、早退といった、制度の枠外で介護に対応していた。他方、企業の側では、こうした社員ニーズが充分把握できておらず、「制度が利用しづらい」と考えている社員との間に大きな意識の乖離が確認されている（斎藤・津止・小木曾・西野 2014）。

介護は、長期にわたって私たちの生活に多大な影響を及ぼしうる。だからこそ、介護によって、自らの生活や経済的・関係的資源が枯渇しないようなくみつくりが必要となる。それを可能にする枠組みが介護者支援である。次節では、イギリスの介護者支援が具体化される経緯と具体的な支援内容を参照しながら、介護者支援の可能性について検討してみたい。

### Ⅲ イギリスにおける介護者支援の展開

#### 1 イギリスにおける介護の現状

最初に、イギリスでの介護の現状と、介護者支援が政治的アジェンダとして取り上げられるようになった歴史的経緯を簡単に概観しておきたい。

イギリスでケアラーとは、「病氣・高齢・障害をもつ家族・友人・パートナーを無償で世話している人」と定義されている。近所の人や友人が主たるケアラーになるケースは限定的ではあるが、必ずしも家族だけがインフォーマル・ケアを担うわけではないことを留意しておく必要がある。

2011年センサスによれば、イギリス全体のケアラー数は、650万人、じつに16歳以上の人口の16%、8人に1人がケアラーとなっている。2001年から比較すると11%の増加である。2037年までにさらに260万人がケアラーとなり、900万人に達すると予測されている。この数字は、5人に3人が、人生のいずれかの段階でケアラーになることを意味している（Carers UK 2014b）。

介護者支援を検討するにあたって重要なことは、介護者をどのような人間として捉えるかという、支援が前提としている人間像である。インフォーマル・ケアは無償であるがゆえに、それを引き受ける場合には、その他の生活、とりわけ経

済活動が制約される。「男性稼ぎ主モデル」では、女性が無償で家事とケアを引き受ける代わりに、夫に経済的に依存することが前提となっている。Twiggs and Aktin (1994) は、ケアの主たる資源としての介護者という介護者像だけではなく、そのほかに、サービス提供の「協力者」としての介護者、共同クライアントとしての介護者、そして介護者像を越える介護者 (the superseded carers) という、介護者を4つのモデルに分類した (Twiggs and Aktin 1994; 木下 2007)。第4のモデルは、介護者役割に縛られることなく、個人として介護者を捉える視点と言い換えることができる。実際に、イギリスで介護者支援が政治的アジェンダとして登場し支援策が具体化される過程において、上記のような介護者モデルの変容を確認することができる。複数の介護者モデルが、政策の展開過程で移り変わるだけではなく、対立・競合しながら共存してきたのである。

イギリスでは、1970年代、コミュニティ・ケア政策の転換——care in the community から care by the community ——において、「インフォーマル・ケアの再発見」が唱えられ、コミュニティ・ケアの担い手としての介護者が社会的に可視化されるようになる (Heaton 1999)。ここで介護者は、ケアの「主たる資源」として認知されるようになる一方で、専門家への「協力者」という捉え方も提起される。90年代に入ると、サービスの受け手としての介護者モデルが登場する。たとえば1992年のイギリスの監査委員会の報告書では、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に次いで、コミュニティ・ケア・サービスの第5の利用者グループとして初めて介護者が登場する (Audit Commission 1992)。そこでは、インフォーマル・ケアの重要性が再確認されると同時に、介護者が肉体的・精神的負担を抱えている現状に対して、介護者に対する直接的なサービスが存在しないことの問題性が指摘された。ここで、単なるケア資源の提供者としてだけではなく、支援を必要とする存在として介護者が認識されるようになる。共同クライアントとしての介護者という言説は、1995年の介護者（認定およびサービス）法の制定に結実する。この法律によって、要

介護者とは別に、介護者自身がアセスメントを受ける権利が承認され、介護者は地方自治体にアセスメントを請求できるようになる。

1997年ブレア政権の誕生によって介護者支援が本格化する。1999年には『介護者全国戦略』が打ち出され、介護者のための包括的な政策の展開がうたわれた（DH 1999）。介護者支援の基本的認識は、介護者への支援が介護を要する人々を支援するための「最良の方法のひとつ」という考え方である。全国戦略の特徴のひとつは、介護者支援としてよく取り上げられる「レスパイト・ケア＝一時休息」からの転換であり、レスパイトに代わり、「Break」という用語が用いられたことである。介護者には、単なる介護の合間の息抜きとしてではなく、日常生活を営む上で必要不可欠な休暇が必要であるという認識の表れである（DH 1999；岩間 2003；三富 2008）。

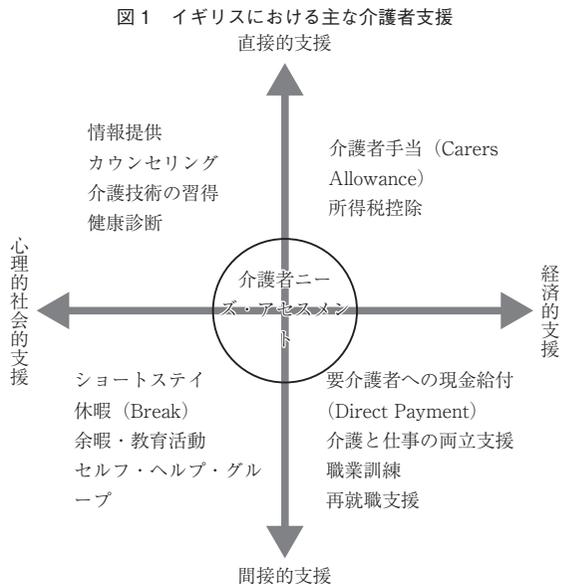
2000年の介護者法では、介護者のアセスメント権を強化することによって、仕事をはじめ／再開する機会の拡大を保障している。さらに2004年介護者（機会均等）法では、アセスメント請求権を介護者に周知することを地方自治体の義務として位置づけた。同時に、仕事、教育、職業訓練、余暇活動等の生活全般に関するアセスメントを行うことを定めた。つまり、介護者にとってケアを所与のものとし、その継続可能性だけを求めるのではなく、ケア以外の活動および人間関係をもつ独自の存在として介護者を捉え、人生設計を可能にさせる支援の方向性が確認された。第4のモデル（介護者像を超える介護者）の確立である。

介護者モデルの変遷において特筆すべきことは、介護者自身による運動——介護者運動——の社会的政治的役割である。1960年代からはじまった介護者運動は、Carers UKやRoyal Princess Trustといった多数の全国規模のボランタリー組織へと発展している。こうした団体は、自らが日常的にきめ細やかな介護者支援を行っているだけでなく、介護者支援政策の立案過程に積極的参加し介護者の意見を反映させることによって、当事者のニーズに即した支援内容に発展させてきたのである（Heaton 1999）。

## 2 介護者ニーズ・アセスメント

介護者支援の基本的な考え方は、ケアを引き受ける／引き受けないという選択がいかにして可能か、またケアを引き受ける選択をする場合に、そのことによって他の社会生活や将来の人生設計が不利益を被らないようにするということである。つまり、ケア責任を引き受けることを、女性の生得的な能力として正当化・固定化するのではなく、あるいは「自己選択」「自己責任」として過酷な介護の現実を放任するのでもなく、あらゆる人のケアへのかかわりの濃淡を承認し、多様な選択を可能にするための支援と言い換えることもできる（斎藤 2010）。したがって、介護者支援には多様な手法が求められる。実際にイギリスで展開されている主な介護者支援は以下の通りである（図1）。介護者にとって有益な情報提供やカウンセリング（直接的社会的支援）、当事者の組織化（間接的社会的支援）、介護者に対する現金給付（直接的経済的支援）などがある。介護と仕事との両立支援は、間接的経済的支援として位置づけることができる（斎藤 2010）。そしてあらゆる支援の起点に、介護者ニーズ・アセスメントがある。

家族にかかわらず、恒常的に誰かのケアをしている人は、要介護者がサービス利用を望まない場合でも、独自にアセスメントを受ける権利をもつ。



複数で介護している場合には、ケア時間の長短にかかわらず、各人がアセスメント権をもつ。アセスメントは、主に地方自治体の社会サービス部が選定したソーシャルワーカーが実施する。表1はCarers UKが示している介護者ニーズ・アセスメントシートだが、そこには、介護時間や自分自身の健康だけではなく、仕事や学業、余暇といったきわめて広範囲にわたる項目が含まれている。たとえば「最後にあなたが一日中自分のために過ごしたのはいつですか」という質問は、生活がいかに介護によって左右されやすいかを端的に示している。

### 3 介護と仕事の両立——「介護者」と「労働者」のはざま

2008年新たに打ち出された『全国介護者戦略』では、仕事と介護の両立の問題がとりわけ強調され、介護者支援の中心的な課題として位置づけられた(DH 2008)。介護者にとって働くことは、家計にかかわる経済的ニーズだけではなく、働くことによる情緒的健康や自尊心の保持といった観点からも重要である。とくに介護とは異なる生活環境の中での他者とのかかわりが、働く介護者にとっては不可欠だといえる(Arksey and Glending 2008)。

表1 介護者ニーズ・アセスメントの事例

<p>〈時間〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週に何時間介護していますか？ 要介護者のために費やすあらゆる時間、あなたが要介護者のためにしているすべての事柄にどれくらい時間が必要ですか。</li> <li>・あなたが介護している人に対してどんな支援をしていますか？ (家事、買い物、入浴、排泄、料理、身の回りの世話、見守り、預金の引き出しなどのお金の管理、洗濯)</li> <li>・いつ支援をしなければならないですか、日中、夜中、あるいは一日中ですか。</li> <li>・誰か他に手伝ってくれる人はいますか、その人はどれくらい手伝ってくれますか。</li> <li>・介護の際にどんな支援が必要ですか。最も助けてほしいことは何ですか。</li> <li>・子どもと一緒に過ごす時間など、他の家族責任のための時間は十分ありますか。</li> </ul> <p>〈健康〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あなたが介護している人は、あなたが対処するのが難しいと思われる健康問題を抱えていますか。できる限り書き出してください。</li> <li>・あなたはなにか健康問題を抱えていますか。もしそうなら、介護役割によって健康問題は悪化していますか。</li> <li>・十分睡眠はとれていますか。</li> <li>・ストレスや抑鬱を感じていませんか。</li> <li>・介護はあなたの健康にネガティブな影響を及ぼしていますか。</li> </ul> <p>〈感情と介護役割に関する選択肢〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護するにあたって選択肢がないと感じていますか。</li> <li>・何事も手につかない、あるいは介護を減らさなければ手をつけられずと感じていますか。こういう風に感じるのは異常ではないし、あなたがどう思っているかをソーシャルワーカーが知ることがとても重要です。</li> </ul> <p>〈仕事・学業・余暇〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・働いていますか。働いているとすれば週何時間働いていますか。</li> <li>・雇用者はあなたが介護者であることを知っていますか。雇用者は、緊急時の休暇など、あなたの権利について知っていますか。</li> <li>・あなたは仕事と介護が両立できていると感じていますか。もし両立の調整ができていないのならそのことについて説明してください。</li> <li>・どうすれば仕事や介護がもっと楽になりますか。</li> <li>・仕事や勉強を始めたいと思っていますか。</li> <li>・あなたが楽しんだりリラックスできることについて、介護責任によってできなくなっていることがありますか (趣味、友人と合う、映画を見に行くなど)。</li> <li>・最後にあなたが一日中自分のために過ごしたのはいつですか。</li> </ul> <p>〈住宅〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あなたは要介護者と一緒に暮らしていますか。居住環境については満足していますか。もしそうでなければそれはなぜですか。</li> <li>・要介護者は家の中での移動で何か問題を抱えていますか (階段を登る、自分でお風呂に入る)。</li> <li>・あなたは要介護者を手助けしなければいけませんか。もしそうなら、あなた自身が苦痛を感じたり、怪我することなく安全に手助けできていますか。特別な設備によって介護が楽になります。</li> </ul>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イギリスの介護者の主たる年代は、45～64歳という働き盛りの壮年期である。イギリスの介護者問題は、「ワーキング・ケアラー（働く介護者）」の問題であるともいえる。この年代において、女性労働者の14%、男性労働者の10%が介護者である。ワーキング・ケアラーのうち、150万人がフルタイム（うち58%が男性）、66万2000人がパートタイム（うち89%が女性）、38万人が自営業（うち2/3が男性）である。また13万1000人の介護者が求職中（うち56%が男性）である（Buckner and Yeandle 2006）。ワーキング・ケアラーは、無資格で低賃金の仕事に就きやすい傾向があるだけでなく、エスニシティや地域間格差などが関連していると指摘されている（Buckner and Yeandle 2006）<sup>3)</sup>。

Kröger and Yeandle は、介護と仕事との両立にあたって、以下の3点が重要であると指摘している。第一は、介護者がアクセスできるサービスのバリエーション、第二は、介護者が退職、休暇の取得、労働時間の短縮をする場合に利用できる財政的支援、あるいは介護労働に対する報酬、第三は、解雇や不当な処遇から介護者を保護する、あるいは介護を容易にするために働き方を変更することを可能にする雇用にかかわる権利や諸権限である（Kröger and Yeandle 2014）。

イギリスにおけるワーキング・ケアラーに対する職場での両立支援の支柱は、「フレキシブル・ワーキング（柔軟な働き方）」である。1990年代には、労働者側の仕事とケアの両立に対するニーズだけではなく、企業の側でも、景気拡大による労働需要の逼迫から人材の確保および定着が人的マネジメントの大きな課題となっていた。そこで、従来の機会均等政策からフレキシブル・ワーキング政策への転換が行われた（Yeandle et al. 2006）。とりわけブレア政権成立以降、EU指令の国内法制化の一環として、フレキシブル・ワーキングが積極的に導入されてきた。2002年に成立したフレキシブル・ワーキング法では、26週間以上の継続雇用で、6歳以下の子ども（障がいがある場合には18歳以下）がいる労働者に対して、フレキシブル・ワーキングに対する請求権を保障した。さらに2007年に成立した仕事と家族法（the

Work and Families Act）では、フレキシブル・ワーキングの請求権が、成人をケアする介護者にも拡大された。使用者は、正当な理由がない限り、申請を拒否することはできない<sup>4)</sup>。

フレキシブル・ワーキングは、短時間勤務やフレックスタイムなどの労働時間、在宅勤務やテレワーキングなどの働く場所、そして緊急事態への対応や能力開発のための通学や研修などのサバティカルやキャリア・ブレイクといった休暇制度という3つの柱から構成される。フレキシブル・ワーキングの導入は、特定の集団に対する優遇措置ではなく、すべての労働者に対する普遍的権限として拡大されつつある。このことは、フレキシブル・ワーキングの利用が、ケアとの両立といった特定の申請理由を必要としなくなることであり、制度利用に対する偏見を払拭するねらいがある。

フレキシブル・ワーキングの導入は、職場で長時間働くことによって従業員を管理する伝統的なマネジメントスタイルの刷新を必然的に伴う。Carers UK は、介護者支援に積極的に取り組む経営者や労働組合、政策立案者らとともに、仕事の質やチームへの貢献など、アウトプット重視のマネジメント手法の開発・普及にも取り組んでいる。

しかし、ワーキング・ケアラーは依然として、労働市場への参入促進政策とインフォーマル・ケアの維持政策との狭間におかれ、実際にはさまざまな矛盾や困難を抱えているという指摘もある（Arksey and Glendinning 2008）。たとえば、短時間勤務や緊急時の休暇が両立にはもっとも一般的なアプローチであるが、フレックスタイムや在宅勤務といった働き方は、すべての職種に適用できない。また、両立に有益なサービスに関する情報を集めたり実際にサービスにアクセスするには時間と手間を要する。さらに、デイセンターの利用時間の短さや移送の負担、緊急事態への適切なバックアップがないなど、働く介護者にとって社会サービスが依然として使いづらい内容になっているという状況（Arksey and Maree 2008）は、日本とも共通している。

#### 4 介護者支援に対する両義的評価

イギリスは介護者支援先進国ではあるが、それぞれのサービスが理念と照らしてそれほど実行力をもって実施されていない、あるいは低水準にとどまっているのが現状である（三富 2010）。すくなくとも、介護者を独自の権利を有する個人として捉え支えるためには、雇用・社会保障・医療・社会サービス・交通・住宅といった多岐にわたる領域間の連携が不可欠であり、従来の縦割り行政の克服（Arskey and Glendinning 2008）や、介護者のスキルと資格へのアクセス（Buckner and Yeandle 2006）といった課題が指摘されている。とりわけ多様な介護者支援が、ジェンダー平等にとってどのような影響を及ぼすかは未知数である。

イギリスでも介護者支援に対する評価は大きく分かれている。介護者支援に対する最もラディカルな批判は、介護者支援が、介護者の負担を軽減するものではなく、むしろ介護者としての役割を強化すると同時に、要介護者を支援される存在に固定化させるというものである。家族、とりわけ女性に対するケアの道徳的要請を、介護者支援が補強しているのではないかという批判であり、介護者支援を通じた家族主義イデオロギーの温存・再生産という解釈がなされている。Jegermalmによれば、介護者支援には、専門職との協働や役割分担に注目したパートナーシップに基づくアプローチと、限られた資源の効率的利用という文脈において介護者を利用しやすい資源とみなす政治的・経済的アプローチがある。介護者支援の理念と、実際に行われているサポートとの間のギャップをみれば、どんなにパートナーシップを強調したとしても、現実には政治的・経済的アプローチが優勢であり、介護者がフルタイムで介護に固定化される傾向がある（Jegermalm 2005）。また、障害学の観点からの介護者支援批判では、介護者が経済的に搾取されることだけでなく、介護者というラベリングは、相互性・互酬性に基づくケア関係を二極化し、要介護者との間に権力の不均衡を生み出すことがとりわけ危惧されている。こうした批判を通じて、介護者支援が権威的な関係

性の隠蔽に利用されたり、なによりも要介護者をケアの受け手として固定化してしまうことへの懸念が表明されている（Molyneux et. al. 2011）。

しかし介護者支援を、安直に家族主義イデオロギーの再生産として片付けてしまうことは、介護者が直面している介護実態や困難を真摯に受け止めないことと等しい政治的効果を果たしてしまうことにも留意しなければならないだろう。介護という相互行為は、時として相容れない相互のニーズと感情が複雑に絡み合う、緊張と矛盾に満ちたプロセスであり、パワーバランスの調整が継続的に必要になる。家族介護は、親密な関係性に根ざした愛情と不可分であると考えられているが、それは同時に、絶望や諦念、恐怖や憤りといった否定的な感情をも誘発する。こうした「両義的な感情経験」（Mac Rae 1998）としての介護は、日々振り子のように大きく揺れ動くお互いの感情のぶつかり合いでもある。きわめて危うい関係のバランスが崩れるとき、介護は暴力の温床と化する。それは、要介護者の客体化や一方的な虐待として生じることもあれば、介護者のセルフケアの怠りとして現れることもある（O'Connor 2007）。したがって介護者支援には、要介護者および介護者それぞれを個人として捉え、その生活全体を保障する視点と同時に、2つの異なるニーズの開かれた調整という視点が不可欠である。つまり、商品化しえないからこそ、介護する－介護されるという二者関係の良好な継続や、関係の距離化・相対化を含む（再）調整という、関係性それ自体への支援が必要となるのである。その点において、介護者支援は、「第三者に開かれたインフォーマル・ケア」という新しい形態の親密な関係性の可能性を包含しているといえるかもしれない。

#### IV おわりに

##### ——男性介護者運動とジェンダー平等

日本の家族介護の現状を踏まえるならば、現金給付にとどまらない、多様な介護者支援の導入について真摯に検討しなければならない（笹谷 2005）。そのことにかかわって、最後にいま一度、日本の男性介護者に目を向けてみたい。

男性介護者には、不慣れな介護での戸惑いや葛藤がある一方で、大きな強みもある。それは、介護者になる以前の、政治・経済といった社会の中心舞台上で活躍してきた経験である。こうした男性の経験や知識は、新しい介護システムを構築する際の大きな即戦力となりうる。先述した男性介護者同士をつなぐ地域での取り組みは、孤立を予防するという側面だけではなく、介護者支援を含む新しい介護・政治システムを構築するための活動拠点としての役割を担いつつある<sup>5)</sup>。こうした男性介護者の動きは、介護者支援の議論を本格化させる牽引力になるかもしれない。

問題は、こうした男性介護者の取り組みが、社会制度の隅々にまで浸透している根深いジェンダー不平等それ自体にメスを入れる力に連結していくかどうかである。職場に自分の介護を隠し続けるのではなく、介護しながら働き続けられる新しい企業風土を、男性自身がつくっていけるだろうか。

介護というケアを媒介とする男同士のつながり、男性的な価値観に依拠した介護者運動というきわめてスリリングな社会的実践は、ジェンダー平等にとってどのような意味をもちうるだろうか。男性自身が、介護を契機とする自らの生き方の問い直しを、男性的な価値観に支えられた働き方や政治のあり方それ自体の変革、すなわちジェンダー平等へと連結させていけるかどうかは今問われている。

- 1) 介護保険制度の法案論議の際に、現金給付を盛り込むかどうか大きな争点となっていた。当時自民党政調会長が「子どもが親の面倒をみる美風を損なわないよう、介護している家族に現金給付を」と発言したことに対して、樋口恵子を代表とする「高齢社会をよくする女性の会」は、介護サービスの拡充を遅延させ女性を家庭に固定化するとして強く反対した。当時の議論の経緯については辻 (2012) を参照。
- 2) 2015年3月時点での男性介護ネットの調査による。
- 3) 2001年のセンサスによれば、パングラディッシュ、パキスタン、インドといった人種にワーキング・ケアラーが多い。ワーキング・ケアラーの業種としては、男性の場合、製造業・建設業・卸売/小売業・輸送業が多く、営業が多い金融・不動産業が少ない。女性の場合、販売及び顧客サービス業や公的セクターが多い (Buckner and Yeandle 2006)。
- 4) 障がい児の親のフレキシブル・ワーキングに対する申請の80%は妥当とみなされている (Arksey and Maree 2008)。ただし、請求が必ずしもすべて承認されるわけではないという点において権利性が弱いということ、相対的に低賃金にと

どまる可能性があること、さらに、元の働き方に戻すことができないという問題も指摘されている (中川 2008)。

- 5) たとえば京都では、ショートステイの利用に際して、実際の食事の回数にかかわらず1日分の食費が請求されることに疑問を持った男性介護者が、粘り強く行政や関係団体に働きかけた。その結果、2013年に京都市は全国に先駆けて一食単位の徴収を条例化した (林・林 2013)。

#### 参考文献

- 岩間大和子 (2003) 「家族介護者の政策上の位置付けと公的支援——日英における政策の展開及び国際比較の視点」『レファレンス』1月号, 5-48頁。
- 落合恵美子・阿部彩・埋橋孝文・田宮遊子・四方理人 (2010) 「日本におけるケア・ダイヤモンドの再編成——介護保険は『家族主義』を変えたか」『海外社会保障研究』第170号, 4-19頁。
- 春日キスヨ (2010) 『変わる家族と介護』講談社現代新書。
- (2013) 「男性介護者の増大と家族主義福祉レジームのパラドクス」庄司洋子編『シリーズ福祉社会学4 親密性の福祉社会学——ケアが織りなす関係』東京大学出版会, 165-184頁。
- 木下康仁 (2007) 『改革進むオーストラリアの高齢者ケア』東信堂。
- 斎藤真緒 (2009) 「男が介護するということ——家族・ケア・ジェンダーのインターフェイス」『立命館産業社会論集』第45巻第1号, 171-188頁。
- (2010) 「介護者支援の論理とダイナミズム——ケアとジェンダーの新たな射程」『立命館産業社会論集』第46巻第1号, 155-171頁。
- (2011) 「現代的課題としての家族介護者支援」『家族介護者支援の論理——男性介護者の介護実態と支援の課題』(立命館大学人間科学研究所) 3-10頁。
- ・津止正敏・小木曾由桂・西野勇人 (2014) 「介護と仕事の両立をめぐる課題：ワーク・ライフ・ケア・バランスの実現に向けた予備的考察」『立命館産業社会論集』第49巻第4号, 119-137頁。
- 笹谷春美 (2005) 「高齢者介護をめぐる家族の位置——家族介護者視点からの介護の『社会化』分析」『家族社会学研究』第16巻第2号, 36-46頁。
- 田村哲樹 (2011) 「労働/ケアの再編と「政治」の位置」仁平典宏・山下順子編, 『労働再審5 ケア・協働・アンパイドワーク——揺らぐ労働の輪郭』大月書店, 191-220頁。
- 辻由希 (2012) 『家族主義福祉レジームの再編とジェンダー政治』ミネルヴァ書房。
- 津止正敏 (2013) 『ケアメンを生きる——男性介護者10万人へのエール』クリエイツかもがわ。
- ・斎藤真緒 (2007) 『男性介護者白書——家族介護者支援への提言』かもがわ出版。
- 中川香 (2008) 「英国のワーク・ライフ・バランスとフレキシブル・ワーキング——TUC (労働組合会議) によるフレキシビリティ推進のねらい」『高知論叢』第93号, 93-108頁。
- 林あきゑ・林政廣 (2013) 「食べてへんに払うんか? ショートステイの食費——94歳の訴え、京都市と国を動かす」ウインかもがわ。
- 林葉子 (2010) 『夫婦間介護における適応過程』日本評論社。
- 広井良典編 (2013) 『講座ケア1 ケアとは何だろうか——領域の壁を越えて』ミネルヴァ書房。
- 三富紀敏 (2008) 『イギリスのコミュニティケアと介護者——

- 介護者支援の国際的展開』ミネルヴァ書房。
- (2010)『欧米の介護保障と介護者支援——家族政策と社会的包摂、福祉国家類型論』ミネルヴァ書房。
- Anderson, Robert (2004) "Working Carers in the European Union," Sarah Harper (ed.), *Families in Ageing Societies: A Multi-Disciplinary Approach*, Oxford University, pp.95-113.
- Arksey, Hilary and Marjolein Maree (2008) "Supporting Working Carers: Do Policies in England and The Netherlands reflect 'doulia rights'?" *Health and Social Care in the Community*, Vol.16, No.6, pp.649-657.
- Arksey, Hilary and Caroline Glendinning (2008) "Combining Work and Care: Carers' Decision-making in the Context of Competing Policy Pressures," *Social Policy and Administration*, Vol.42, No.1, pp.1-18.
- Audit Commission (1992) *The Community Revolution: Personal Social Services and Community Care*, HMSO.
- Buckner, Lisa and Sue Yeandle (2006) *Who Cares Wins: The Social and Business Benefits of Supporting Working Carers: Statistical Analysis—working Carers, Evidence from the 2001 Census*, Carers UK.
- Calasanti, Toni, and Mary E. Bowen (2006) "Spousal Caregiving and Crossing Gender Boundaries: Maintaining Gendered Identities," *Journal of Aging Studies*, Vol.20, pp.253-263.
- Carers UK (2014a) *Factsheets: Assessments*.
- (2014b) *Policy Briefing: Facts about carers*.
- Department of Health (DH) (1999) *Caring about Carers: A National Strategy for Carers*.
- (2008) *Carers at the heart of 21<sup>st</sup>-Century Families and Communities*.
- Fineman, Martha (1995) *The Neutered Mother: The Sexual Family and Other Twentieth Century Tragedies*, Routledge Press. (=2003, 上野千鶴子・速水葉子・穂田信子訳『家族、積みすぎた方舟——ポスト平等主義のフェミニズム法理論』学陽書房).
- (2005) *The Autonomy Myth: A Theory of Dependency*. New Press. (=2009, 穂田信子・速水葉子訳『ケアの絆——自律神話を越えて』(岩波書店).
- Fraser, Nancy (1997) *Justice Interruptus: critical reflections on the "postsocialist" condition*, Routledge. (=2003, 仲正昌樹監訳『中断された正義——「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』御茶の水書房).
- Gollins, Tim (2002) "Male carer: a study of the inter-relations between caring, male identity and age," *Sheffield Online Papers in Social Research Shop*.
- Hanlon, Niall (2009) "Caregiving Masculinities: An Exploratory Analysis," Kathleen Lynch, John Baker and Maureen Lyones (eds.), *Affective Equality: Love, Care and Injustice*, Palgrave Macmillan, pp.180-198.
- (2012) *Masculinities, Care and Equality: Identity and Nurture in Men's Lives*, Palgrave Macmillan.
- Heaton, Janet (1999) "The Gaze and Visibility of the Carer: A Foucauldian Analysis of the Discourse of Informal Care," *Sociology of Health and Illness*, Vol.21, No.6, pp.759-777.
- Jegermalm, Magnus (2005) *Carers in the Welfare State: On Informal Care and Support for Carers in Sweden*, Stockholm University.
- Kaye, Lenard W., and Jennifer A. Crittenden (2005) "Principles of Clinical Practice with Older Men," *Journal of Sociology and Social Welfare*, Vol.32, No.1, pp.99-110.
- Kittay, Eva Feder (1999) *Lover's Labor. Essays on Women, Equality, and Dependency*, Routledge. (=2010, 岡野八代・牟田和恵訳『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社)
- Kramer, Betty J. and Edward H. Thompson (eds.), 2002, *Men as Caregivers*, Prometheus Books.
- Kröger, Teppo and Sue Yeandle (eds.) (2014) *Combining Paid Work and Family Care: Policies and Experiences in International Perspective*, Polity Press.
- Lewis, Jane and Susanna Guillari (2005) "The Adult Worker Model Family, Gender Equality and Care: The Search for New Policy Principles and the Possibilities and Problems of a Capabilities Approach," *Economy and Society*, Vol.34, No.1, pp.76-104.
- Lewis, Jane and Mary Campbell (2007) "UK Work/Family balance Policies and Gender Equality 1997-2005," *Journal of Social Policy*, Vol.36, No.3, pp.365-381.
- MacRae, Hezal (1998) "Managing feelings: Caregiving as emotion work," *Research on Aging*, Vol.20, pp.137-160.
- Molyneux, Victoria, Sarah Butchard, Jane Simpson and Craig Murray (2011) "Reconsidering the Term 'Carer': A Critique of the Universal Adoption of the Term 'Carer'," *Ageing and Society*, Vol.31, pp.422-437.
- O'Connor, Deborah L. (2007) "Self-identifying as a Caregiver: Exploring the Positioning Process," *Journal of Aging Studies*, Vol.21, pp.165-174.
- Twigg, Julia and Karl Aktin (1994) *Carers Perceived: Policy and Practice in Informal Care*, Open University Press.
- Ungerson, Clare (1987) *Policy is Personal: Sex Gender and Informal Care*, Tavistock. (=1999, 平岡公一・平岡佐智子訳『ジェンダーと家族介護——政府の政策と個人の生活』光生館).
- Yeandle, Sue, Cinnamon Bennett, Lisa Buckner, Lucy Shipton and Anu Suokas (2006) *Who Cares Wins: The Social and Business Benefits of Supporting Working Carers*, Centre for Social Inclusion, Sheffield Hallam University.
- Yeandle, Sue, Lisa Buckner (2007) *Carers, Employment and Services: Time for a New Social Contract?* (Carers, Employment and Services Report Series No.6), University of Leeds.

さいとう・まお 立命館大学産業社会学部准教授。主な著作に『男性介護者白書——家族介護者支援への提言』(津止正敏との共著, かもがわ出版, 2007年)。家族社会学専攻。